

行政事業レビューシート (総務省)

予算事業名	郵便貯金・簡易生命保険管理業務の適正な監督	事業開始年度	平成15年度	作成責任者		
担当部局庁	情報流通行政局郵政行政部	担当課室	貯金保険課	課長 田尻 信行		
会計区分	一般会計	上位政策	郵政行政推進費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	総務省設置法第4条第1項第79号	関係する計画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)の適正な監督に資するため、機構が作成した責任準備金及び保険料の算出方法書の認可に当たって必要となる広範な動向調査、機構を明確かつ具体的に評価する際の方法の検討及び機構が積み立てる危険準備金の適正な水準の調査を行うこと。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> 国際会計基準、保険数理に関する学術理論に照らした保険数理の広範な動向について調査。 予測を超えて発生する地震等リスクについて、過去の発生および死傷者規模等を分析し、適正なモデルを作成。 機構の特徴を反映した国内外の機関における評価システムを先進事例として、業務の太宗を委託している国内法人(独法を含む。)及び海外の公営法人の評価の実態について調査。 					
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 契約者利益の観点から、閉鎖勘定において行うアセットシェア配当に関する今後の監督基準の在り方を調査。 人的被害の発生率等の試算を基に、地震被害による危険準備金に及ぼす影響を測定し、適正な積立基準を作成。 機構の特徴を反映した国内外の類似機関における評価体系、評価指標を先進事例として、業務の大部分を委託している国内法人及び海外の公営法人の評価の実態を調査。 					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	11	11	13	6	13
	執行額	10	9	12		
	執行率	91%	82%	92%		
	総事業費(執行ベース)	10	9	12		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	<ul style="list-style-type: none"> ○支出先 <ul style="list-style-type: none"> ・タワーズ・ペリン・フォースター・アンド・クロスビー・インク ・(財)行政管理研究センター ○用途の把握水準・状況 <ul style="list-style-type: none"> 調査研究の中間報告を求めることにより、調査内容に関する指摘、助言等を行い、内容の更なる充実を図った。 				
	見直しの余地	調査研究については、一般競争入札における仕様内容等を見直し、今後はより多くの入札者の参加を募る。				
予算監視の効率	現行または見直し案どおり					
補記						

総務省
12百万円

注) 少額案件を省略しているため、内訳の合計は執行額及び総支出額とは一致しない。

機構が作成した責任準備金及び保険料の算出方法書の認可

独法整理合理化計画等の指摘に基づき、定量的かつ具体的に機構の評価を実施

【一般競争入札】

A. タワーズ・ペリ・フォスター・アンド・カズビー・インク
7百万円

【一般競争入札】

B. (財) 行政管理研究センター
4百万円

機構が作成した責任準備金及び保険料の算出方法書の認可に当たって必要となる広範な動向についての調査研究を実施

応札数:1社

独法整理合理化計画等の指摘に基づき、定量的かつ具体的に機構の評価を実施する際の方法の検討に係る調査研究を実施

応札数:3社
落札率:94.3%

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出
 されている者について
 記載する。使途と費目
 の双方で実情が分か
 るように記載)

A.タワーズ・ペリン・フォスター・アンド・クロスビー・インク			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	調査実施に係る費用	7.31			
直接経費	報告書作成等に係る費用等	0.04			
計		7.35	計		0
B.(財)行政管理研究センター			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	調査実施に係る費用	2.61			
直接経費	報告書作成等に係る費用	1.21			
一般管理費	交通費・通信費等	0.38			
計		4.20	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

【事業番号 0140】

- ・担当課室名：情報流通行政局郵政行政部貯金保険課
- ・グループ名：郵政行政G

郵便貯金・簡易生命保険管理業務の適正な監督

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の適正な監督のため、適正な評価の在り方の調査、危険準備金に関する調査を行う。

1 施策の概要

- (1) 国際会計基準・保険数理に関する学術理論に照らした保険計理の広範な動向について、部外機関に調査を依頼するとともに、機構に対する評価・監督方法についての調査研究を委託する。
- (2) 現在、独立行政法人の新たな評価体系への移行が検討されていることを踏まえ、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）の評価について、定量的かつ具体的な評価指標、評価基準を設定し、適正な評価の在り方を行うための調査を行う。
評価方法の検討に当たっては、機構の特徴を反映した国内外の機関における評価システムを先進事例として調査することとする。
- (3) 通常の予測を超えて発生するリスクである地震等リスクについて、地震等の過去の発生及び死傷者規模等を分析し適正なモデルを作成し、機構が積み立てる危険準備金の適正な水準を調査する。

2 必要性

- (1) 総務大臣は、機構が作成した責任準備金及び保険料の算出方法書の認可を行うこととされており、総務省においては契約者配当の水準や責任準備金の積立水準が適切であるかを専門的見地から監督する必要がある。
加えて、機構の経営の健全性の確保、保険契約者等の利益保護を実現するにあたり、保険計理という経営の根幹を成す重要事項について、適切に評価・監督を行うことが必要である。
- (2) 独立行政法人の評価に関する庶務については、所管する各府省が担当することとなっているため、その調査については国が実施する必要がある。
また、独立行政法人の評価方法を大幅に改正することとした独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正法案が平成20年度国会に提出されており、機構の新たな評価方法についても早急に検討する必要があるため、平成21年度速やかに本施策を実施する必要がある。
- (3) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令第26条第6項により、機構が積み立てる危険準備金の積立基準については総務大臣が定めることとされており、国が実施する必要がある。

3 イメージ図（別紙参照）

4 予定額（百万円）

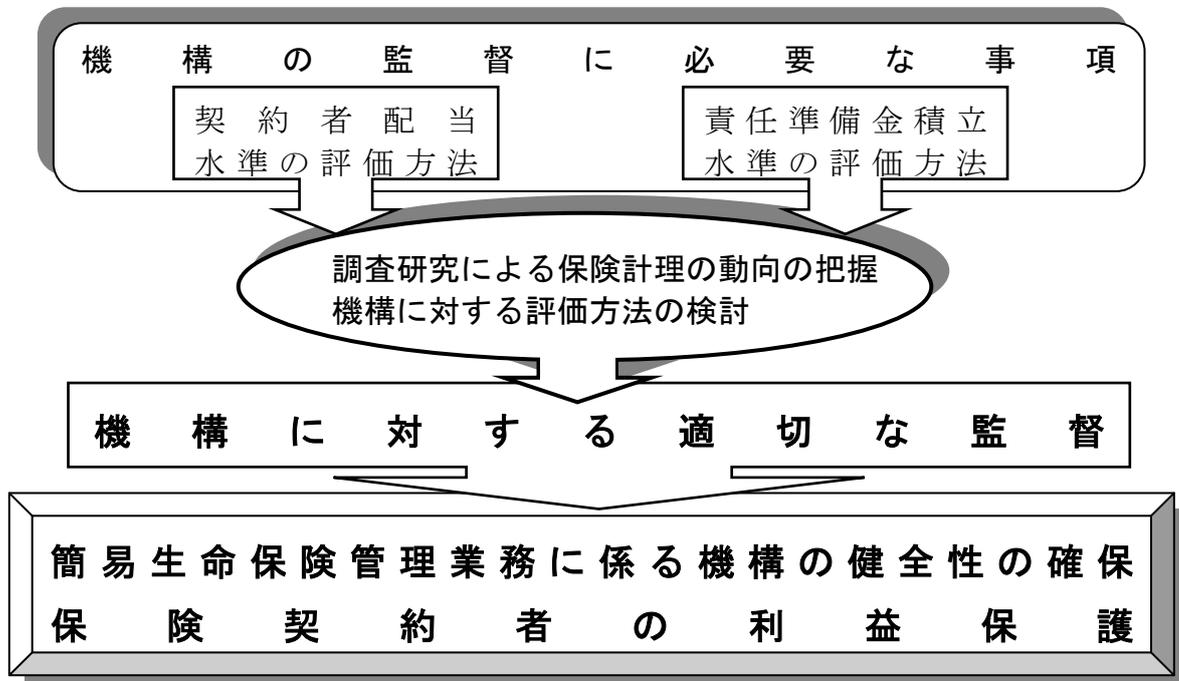
	平成 21 年度予定額	平成 20 年度予算額
一般会計	13 百万円	10 百万円

【事業番号 0140】

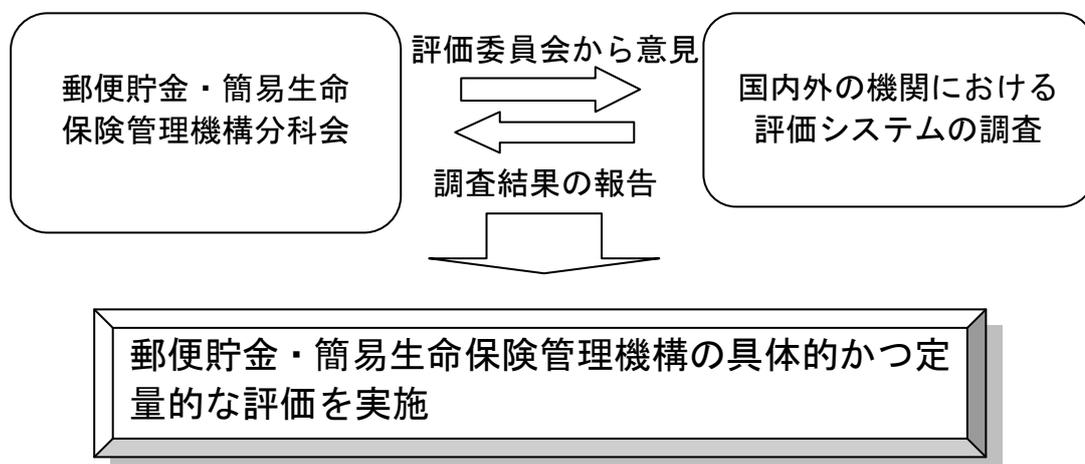
郵便貯金・簡易生命保険管理業務の適正な監督

イメージ図

(1)



(2)



(3)

